

# 令和3年度

## 防府市中小企業DX推進補助金 募集要領

### 【募集期間】

令和3年10月15日（金）～令和4年2月28日（月）

※随時受付・審査し、予算額に達した時点で終了します。

### 【提出先】

〒747-8501 防府市寿町7番1号  
防府市商工振興課 宛て

### 【問い合わせ先】

防府商工会議所	TEL：0835-22-4352
防府市中小企業サポートセンター	TEL：0835-25-2229
防府市産業振興部商工振興課	TEL：0835-25-2147

# 防府市

## 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響下で、DX（デジタルトランスフォーメーション）による業務の変革や販路開拓等への取組を行う事業者等に対して必要な経費の一部を支援します。

当該補助金の活用により、売上や生産性の向上につながる事業のデジタル化を促進する取り組みを支援し、中小企業者等のDXに向けた機運醸成を図ることを目的としています。

## 2 補助金の対象者

以下全てに該当する事業者が対象となります。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は個人で、事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある者（農林漁業者、医療法人、農業法人、NPO 法人等も対象）

※法人については、資本金の額又は出資の総額が3億円以下、もしくはは  
常時使用する従業員の数が300人以下であること

- (2) 市税等に滞納がない者
- (3) 事業のデジタル化による売上・生産性の向上に継続的に取組む者
- (4) 事業計画の策定に際して防府市中小企業サポートセンター（コネクト22）による支援を受ける者
- (5) 防府市暴力団排除条例に該当しない者
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的としていない者
- (7) 同一の内容で国・地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金交付決定を受けていない者

## 3 補助対象事業

- (1) 内容

商品・サービス、業務プロセス、組織運営等にデジタル技術等を導入する事業  
※単なるITツールの導入ではなく売上や生産性の向上につながる必要がある

### [取組事例]

- ・新たな販路開拓のためのECサイト構築
- ・業務の見える化に向けた施工管理システムの導入
- ・生産性向上に向けた在庫管理システムの導入
- ・テレワークシステムの導入
- ・非接触対応のPOSレジ・キャッシュレス決済の導入
- ・接触機会低減のためのセルフレジの導入
- ・オンライン予約システムの導入 など

※この通り記載されても必ず採択されるものではありません。

(2) 補助金額

1事業者1回限り 下限30万円～上限100万円 (補助率3/4)

(3) 申請方法

・受付時期 令和3年10月15日(金)～令和4年2月28日(月)

※随時受付・審査し、予算額に達した時点で終了します。 **※必着**

・受付方法 下記へ郵送

※感染防止のため、申請先への持参はお控えください。

〒747-8501 防府市寿町7番1号

防府市商工振興課 宛て

※「DX推進補助金申請書在中」とご記載ください。

TEL:0835-25-2147 (防府市商工振興課)

(4) 必要書類

事前相談時の提出書類

①事前相談書(第1号様式) ※防府市中小企業サポートセンターへ提出

交付申請時の提出書類

①交付申請書(第2号様式)

②事業計画書(別紙1)

※必ず、防府市中小企業サポートセンター(コネクト22)と事前相談  
のうえ事業計画を作成してください。

③誓約書(別紙2)

④見積書等の経費に関する根拠書類

②事業計画書に関する経費の根拠書類(見積書等)をご用意ください。

⑤補助対象経費となるもののパンフレットなど、内容がわかる資料

⑥<法人の場合>直近の確定申告書別表一の写し

(新規法人の場合は、法人設立届の写し)

<個人の場合>直近の確定申告書第一表の写し

(創業者の場合は、開業届の写し等)

※確定申告書の写しについては、受付印のあるもの。もしくは国税庁が  
確定申告書のデータを受け付けたことを確認できる書類の添付が必要  
です。

⑦直近の決算書の写し

法人の場合は、直近の税務申告に添付した決算書。個人の場合は、直近  
の確定申告の青色申告決算書または収支内訳書。

(5) 補助対象期間

交付決定日以降の開始日から3カ月間以内

※補助対象期間に契約・発注・支払が完了しない経費は補助できません。

**4 補助対象経費**

補助対象経費は、補助対象事業を行うために必要な経費のうち、次に定める経費とします。

	費目	対象経費
①	機械装置等費	専ら補助事業のために使用される機械・装置の購入、製作、借用に要する経費
②	システム構築費	専ら補助事業のために使用される専用ソフト・情報システムの購入、構築、借用に要する経費
③	クラウドサービス利用費	専ら補助事業のために利用するクラウドサービスやWEBプラットフォームの利用に係る経費
④	専門家謝金・旅費	事業遂行のために必要な専門家に支払われる経費
⑤	教育・研修費	事業遂行のために必要な授業員の教育訓練や研修費に係る費用
⑥	その他	その他、事業を行う上で特に必要と認める経費

<留意事項>

※消費税及び地方消費税は対象になりません。

※契約期間が補助対象期間を超える場合は、補助対象期間分のみが補助対象となります。年間費用については、月額に換算したもので計算します。

※原則、本市の事業所等で行うもののみが対象となります。

※経費がパソコンのみの場合は対象外となります。

※①～⑥共通で以下の項目に掲げる経費は補助対象経費になりませんので  
ご注意ください。

- 交付決定日より前に支払われた経費
- 他の補助金等の採択を受けて行う事業に係る経費
- 本事業との関連が認められない経費
- 導入済みのソフトウェア等に対する更新費、追加購入ライセンス費、機能向上に  
つながらない経費
- 通常の生産活動のための設備投資等、単なる取替更新のためのもの
- 対象経費がパソコンのみの場合
- 汎用性が高いと判断されるもの
- 補助対象期間中に係わる合理的な数量と見なされないもの
- 自社内部の取引によるもの                      ■ オークションによる購入
- 通常の仕入費用                                      ■ 不動産取得費
- 家賃・光熱水費・通信費などの固定費
- 各種保険料    ■ 各種キャンセルに係る取引手数料など
- 公租公課（消費税含む）                              ■ 免許・資格等の取得・登録費
- 払込手数料    ■ 消費税及び地方消費税
- 金券、商品券、仮想通貨、クーポン、ポイント、小切手・手形での支払
- 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

#### 【注意事項】

- ・ 証拠書類（見積書、請求書、領収書等）によって金額・支払の有無・日時等  
が確認出来ない経費については、補助金の対象外となります。

### 5 補助金額と支払い方法

#### （1）補助金額

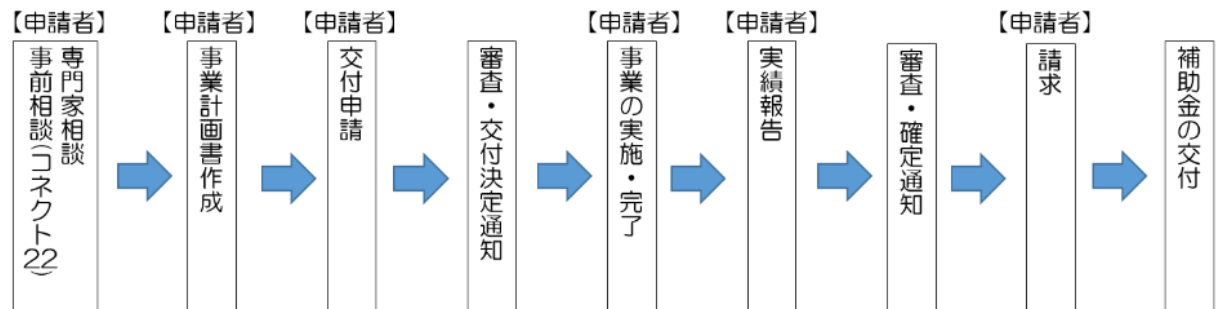
補助金の金額は補助対象経費の総額の4分の3で、下限30万円～上限  
100万円です。また、1,000円未満の金額については切り捨てとな  
ります。

#### （2）支払方法

補助金の支払いは精算払いとなります。これは、補助対象事業完了後に  
市による検査を受け、支払がなされるものです。

※補助金交付決定と同時に支払われるものではありません。

## 6 スケジュール



## 7 審査

審査は随時行い、本補助金を交付する旨の決定をしたときは交付決定の通知、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは不交付に関する通知を後日発送します。

※申請内容に補助対象外経費が含まれている場合は、当該経費を除いた額で交付決定を行います。

※交付決定の通知は、補助金額の確定ではありません。事業完了報告書の提出後に改めて審査し、確定通知書により補助金額が確定することになりますのでご注意ください。

## 8 実績報告

補助事業完了後30日以内に下記の書類を提出してください。

- ①完了報告書（第4号様式）
  - ②実績報告書（別紙）
  - ③見積、領収書等の写し ※経費の内訳及び支払いがわかるもの
  - ④写真等（事業の取組がわかるもの。）
- ※領収書が無い場合は振込や送金を確認できる資料でも結構です。  
※提出は下記へ郵送願います。

〒747-8501 防府市寿町7番1号

**防府市商工振興課** 宛て

※「DX推進補助金報告書在中」とご記載ください。

TEL:0835-25-2147（防府市商工振興課）

## 9 補助金の支払い

補助金の支払いは、補助事業終了後の精算払いとなります。

防府市中小企業 DX 推進補助金確定通知書が届きましたら、防府市中小企業 DX 推進補助金請求書（第6号様式）を提出してください。

※提出は下記へ郵送願います。

〒747-8501 防府市寿町7番1号  
防府市産業振興部商工振興課 宛て  
TEL:0835-25-2147（防府市産業振興部商工振興課）

## 10 注意事項

- (1) 審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご承知おきください。
- (2) 提出書類は返却いたしませんので、必要な場合は事前にコピー等をしてください。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金交付を受けたときや補助金交付条件に違反したとき等は、交付決定の取り消し・支払った補助金の返還を求めめる場合があります。
- (4) 補助金を交付された事業者の事業は、事業概要等を公表することがあります。また、補助金交付後も、事業の進捗状況や目標指標の推移等の確認や書類の提出等について協力していただきます。
- (5) 本事業における関係書類は事業終了後3年間保存してください。
- (6) 市内事業者からの調達や工事にご協力ください。

【本事業は防府市と防府市中小企業サポートセンター（コネクト22）が連携して行います】

### 【問合せ先】

防府商工会議所	TEL：0835-22-4352
防府市中小企業サポートセンター	TEL：0835-25-2229
防府市商工振興課	TEL：0835-25-2147